

※令和7年3月31日、沖縄県営農支援課から
提供のあった農家等説明会用資料

セグロウリミバエ まん延防止勉強会

令和7年 3月26日
沖縄県農林水産部営農支援課

セグロウリミバエのまん延防止対策のため
令和7年4月14日より、
沖縄県本島地域でセグロウリミバエに関する
緊急防除が実施されます。

説明内容

- 1 セグロウリミバエについて
 - ・ 虫の特徴
 - ・ 寄生される植物
- 2 防除対策について
- 3 緊急防除（移動制限）の内容
 - ・ 対象植物等
 - ・ 移動検査の手続きについて

セグロウリミバエ (*Bactrocera tau*) について

セグロウリミバエ

(成虫) 体長 8 ～ 9 mm



セグロウリミバエ：過去に県内でウリ科果実等に被害をもたらしたウリミバエと同じ属の害虫です。

【世界における発生地域】

中国、台湾、インド、東南アジア等アジア地域に広く生息
※21年前に八重山地域でも誘殺が確認されたが、発生には至らず

【主な寄主植物】

主にはウリ科（ニガウリ、ヘチマ等）の生果実
海外ではナス科（トマト、トウガラシ等）、インゲンマメ、
パッションフルーツ等の生果実への寄生も報告

【被害状況】

幼虫が果実に寄生すると腐敗・落果する。



ウリ科果実から出てきた**ウジ**(幼虫)体長7.5～9 mm

セグロウリミバエとよく見られる他のミバエ類の見分け方

翅（はね）に、くさび型の黒い斑紋がないのがセグロウリミバエ



セグロウリミバエ

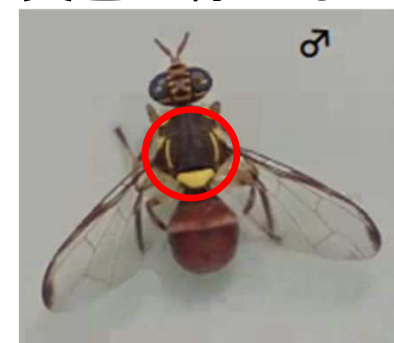


ウリミバエ（不妊中）



ミスジミバエ

背中の真ん中に
黄色い線がない



ナスミバエ

※ウリミバエは1993年に根絶されていますが、海外からの侵入防止のため、
現在でも不妊虫を大量に放飼していますので、成虫をよく見ます。

※ミスジミバエは国内で広く見られます。

※不安があれば、虫の背中と羽の写真を撮って御連絡ください。

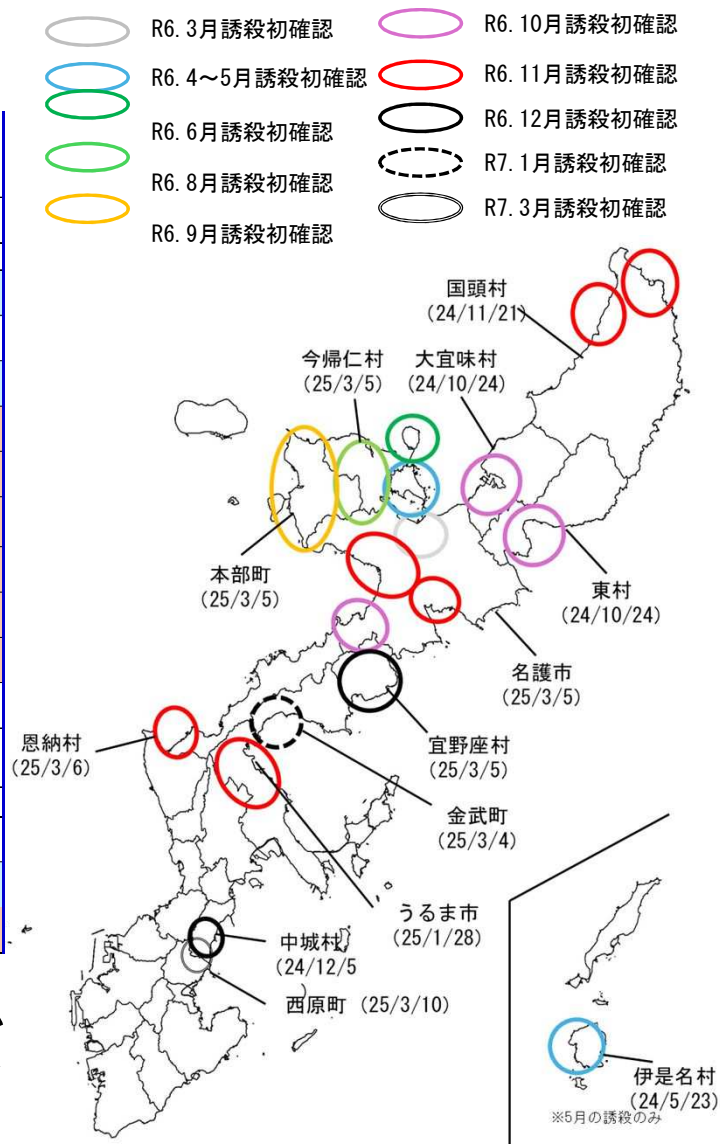
※果実の中にウジがいたら要注意です。近くの農業改良普及センター又は病害虫防
除技術センターにご連絡下さい。

セグロウリミバエの発生状況の推移

沖縄県内におけるセグロウリミバエのトラップ誘殺及び寄生果の確認状況について【令和7年3月10日時点】

市町村名	寄生果	トラップへの誘殺												
		R6. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7. 1月	2月	3月
国頭村	無									有				
大宜味村	無								有					
東村	有								有					
今帰仁村	有				有		有	有	有	有	有	有	有	有
本部町	有							有	有	有	有	有	有	有
名護市	有	有	有	有	有	有	有		有	有	有	有	有	有
宜野座村	無										有	有	有	有
金武町	有											有		有
恩納村	有									有				有
伊是名村	無			有										
中部														
市町村名	寄生果	R6. 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7. 1月	2月	3月
うるま市	有									有		有		
中城村	有										有			
西原町	無													有

令和6年3月に名護市でセグロウリミバエの誘殺が確認されて以降、これまで本島北部地域を中心に13市町村で誘殺を確認。11月以降中部地区でも誘殺確認



セグロウリミバエの誘殺状況の推移

北部		トラップ回収時期																																															
市町村名	寄生果	03/14	03/28	04/11	04/25	05/09	05/16	05/23	05/30	06/06	06/13	06/20	06/27	07/04	07/11	07/18	07/25	08/01	08/08	08/15	08/22	08/29	09/05	09/12	09/19	09/26	10/03	10/10	10/17	10/24	10/31	11/07	11/14	11/21	12/05	12/12	12/19	12/25	01/06	01/14	01/21	01/27	02/03	02/10	02/17	02/25			
国頭村	無																																	有															
大宜味村 (臨時)	無																												有																				
東村 (臨時)	有																												有																				
今帰仁村 (臨時)	有																								有				有	有		有	有	有		有			有		有		有		有		有		
本部町 (臨時)	有																								有			有	有					有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有		
名護市 (臨時)	有	有			有	有		有		有	有	有	有	有														有		有				有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
恩納村 (臨時)	有																																		有														
宜野座村 (臨時)	無																																																
金武町 (臨時)	有																																																
伊是名村	無								有																																								

中部		トラップ回収時期																																															
市町村名	寄生果	03/14	03/28	04/11	04/25	05/09	05/16	05/23	05/30	06/06	06/13	06/20	06/27	07/04	07/11	07/18	07/25	08/01	08/08	08/15	08/22	08/29	09/05	09/12	09/19	09/26	10/03	10/10	10/17	10/24	10/31	11/07	11/14	11/21	12/05	12/12	12/19	12/25	01/06	01/14	01/21	01/27	02/03	02/10	02/17	02/25			
うるま市 (臨時)	有																																		有								有						
中城村 (臨時)	有																																			有													

誘殺総数		1	0	0	1	4	0	2	0	4	5	9	1	0	0	0	0	0	0	4	0	1	1	2	10	12	4	7	1	9	17	11	35	45	23	3	10	1	11	17	29	39	12	24	34	22
------	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	---	---	---	---	----	----	----	----	----	---	----	---	----	----	----	----	----	----	----	----

※トラップ調査の結果は、セグロウリミバエがウリミバエ・ミカンコミバエの侵入警戒調査の定期トラップに誘殺されることからその誘殺状況を示したものです。

※（臨時）は本種の発生状況の調査のため、追加で設置したトラップへの誘殺状況を示したものです。

※沖縄県病害虫防除技術センターHP掲載資料

初期から誘殺が継続している本部半島周辺では誘殺される頻度が高いが
その他の地域では散発的に誘殺が確認される状況。

セグロウリミバエの寄生果の発見状況

令和6年3月に誘殺が確認されて以降、
確認されたトラップ周辺で集中的に果実調査を実施

令和6年5月末に家庭菜園のヘチマから初めて寄生果を発見

以降も、トラップの誘殺があった地点周辺の果実調査を実施している
が、主に家庭菜園や管理が放棄された園地のウリ科果実で寄生を確認。

⇒放置された果実にまれ寄生が見つかるため、
ほとんどの園地の管理者がこの虫の寄生があることに気づいていない

県内でセグロウリミバエの寄生が確認された植物種

栽培種

- ・ヘチマ
- ・カボチャ（島カボチャを含む）
- ・モーウィ
- ・ゴーヤー
- ・トウガン

野生種又は雑草

- ・ケカラスウリ（1例のみ）

現在、沖縄県内ではウリ科植物の果実からのみセグロウリミバエの寄生を確認

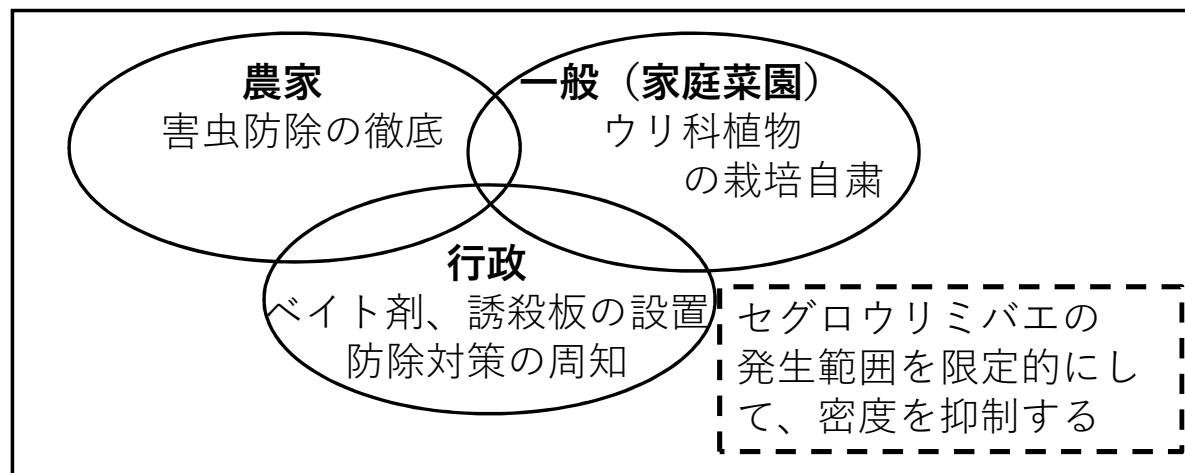
※本種の寄主植物とされるナス科果実や、パパイアの果実もサンプリングし、果実調査を実施しているが、寄生は確認されていない。

セグロウリミバエの防除対策について

1種の害虫を地域から完全に消し去ることは非常に困難

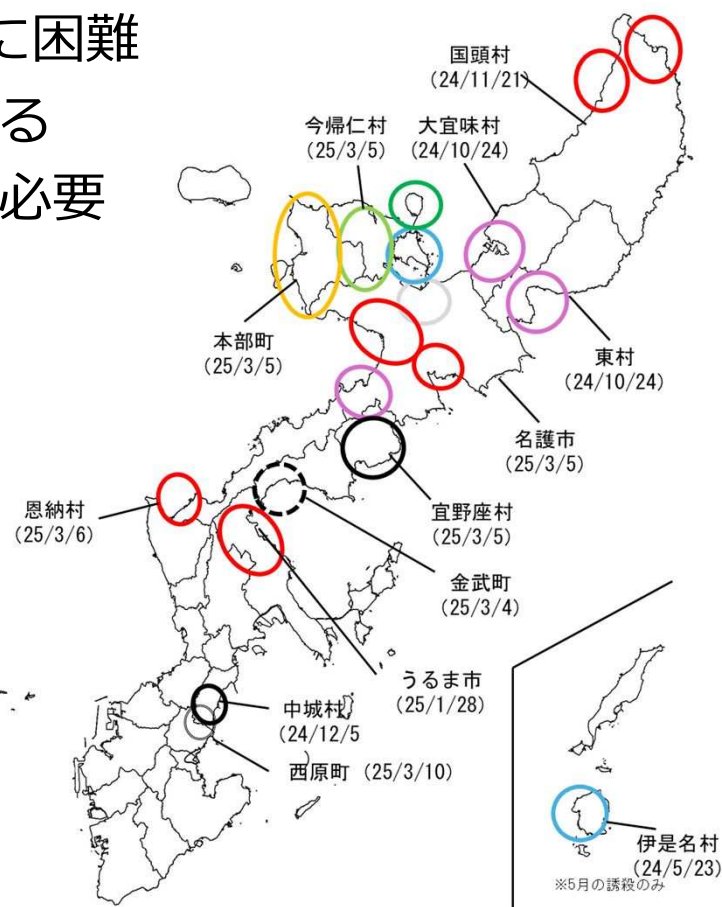
通常の害虫防除→被害が出ない程度の密度に抑える

セグロウリミバエ→沖縄県から完全にいなくする必要



セグロウリミバエ
不妊虫を放飼

根絶へ



セグロウリミバエの防除対策について【農家】

農家を実施出来る防除対策

- ・栽培管理の徹底

- ① 定期的な農薬散布
- ② 栽培施設の管理の徹底
 - (1) 防虫ネットやビニールの補修
 - (2) 施設の出入り口は2重カーテンの設置
- ③ 不用な果実を放置しない
- ④ 栽培終了後は植物体を放置しない

※通常の、害虫防除対策を徹底することが重要

※自身の管理圃場をセグロウリミバエの発生地点にしない

セグロウリミバエの防除対策について【農家】

① 定期的な農薬散布

- ・セグロウリミバエは、新しい害虫のため、農薬取締法に基づく登録のある農薬がありません。
- ・植物防疫法第29条に基づき、沖縄県ではセグロウリミバエの防除に使用できる農薬を設定しております。
- ・その品目で別の害虫に対し登録されている条件で、ミバエ類に防除効果が見込める農薬を設定
- ・設定された条件で散布にした場合、農薬取締法の違反になることはありません。倍率、回数などの超過は絶対にダメ
- ・使用にあたっては、農薬のラベルを確認して散布して下さい。

※セグロウリミバエの防除における特例措置であることから、HPでは公表できません。県普及機関や農業団体、農薬販売店等に情報を提供しますので確認をお願いします。

セグロウリミバエの防除対策について【農家】

② 栽培施設の管理の徹底

(1) 防虫ネットやビニールの補修

(2) 施設の出入り口は2重カーテンの設置

- ・セグロウリミバエの成虫は約9mm程度で害虫としては比較的大きなものになります。防虫ネットで侵入防止対策の実施は有効な対策になります。
- ・防虫ネットのや被服ビニールに穴があると、セグロウリミバエが侵入する可能性があります、補修をお願いします。
- ・特に、施設の出入り口は開口部になりますので、2重カーテンなど対策の強化も有効です。

セグロウリミバエの防除対策について【農家】

③ 不用な果実を放置しない

- ・ 摘果した果実や規格外の果実などを園地に放置すると、寄生されやすい。
- ・ これまでの調査でも、園地の放置された果実から、セグロウリミバエの寄生が確認されている。
- ・ 不用な果実は、袋に密閉するか、穴に埋めるなど、セグロウリミバエが接触できなくなるような方法で処理してください。

セグロウリミバエの防除対策について【農家】

- ④ 栽培終了後は植物体を放置しない
- ・ 栽培完了後に植物体を残置した場合、収穫を予定しない果実が勝手に結実する可能性
 - ・ 栽培が終了しているので、こまめな防除が実施されない
→管理されていない果実に寄生されると、
発生源となる可能性



【対策】

栽培終了後は植物体の根を切り離してこれ以上、
結実しないよう処分してください。

セグロウリミバエの防除対策について【家庭菜園】

- ① ウリ科植物の栽培は控えてください
- ② ウリ科以外の植物についても、不要な果実等は放置しないでください

沖縄県からのお願い！
 家庭菜園向け
 おうちでゴーヤー・ヘチマなどなど...
 ウリ科植物を育てていませんか？
 「セグロウリミバエ」のまん延防止対策
 ～栽培の自粛～にご協力ください！！

こんな作物育てていませんか...
 ウリ類 → ゴーヤー・ヘチマ・モーウィ・かぼちゃ・スイカ
 メロン・トウガン・きゅうりなどなど

海外から侵入した農作物の害虫
 セグロウリミバエが
 沖縄本島で発生しています。
 体長 8～9 mm

地域外へウリ科果実等を持ち
 出さぬようご協力願います。
 原則、本島外への持ち出
 しはできません



皆さまへのお願い

ウリ科野菜の栽培の自粛にご協力をお願いします。
 家庭菜園からも多く見つかっています。
 果実の中から「ウジ-幼虫-」が見つかったら、至急ご連絡ください。

セグロウリミバエの
 詳細はこちら



沖縄県HP



その他果実

本県で、セグロウリミバエの寄生は確認されておりませんが、海外では寄生の報告がある果実です。果実を放置すると寄生される可能性があるため、不要な株や果実を放置しない等の栽培管理の徹底（除去、農薬散布、袋がけ等）をお願いします



セグロウリミバエの緊急防除について

緊急防除とは・・・植物防疫法第17条に基づき実施される
病害虫の駆除またはまん延防止対策

植物防疫法第17条

新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在している有害動物若しくは有害植物がまん延して有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物により有用な植物の輸出が阻害されるおそれがある場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。

セグロウリミバエの緊急防除の内容について

1. 防除の区域

沖縄本島の26 市町村

（糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村）※セグロウリミバエの確認のない地域含まれます。

2. 防除の期間

令和7年4月14日～令和7年12月31日（周期は今後の状況に応じて変更があります）

3. 防除の対象 セグロウリミバエ

4. 対象植物

寄主植物の生果実及び花並びにそれらの容器包装 ※それらの梱包容器とは、箱詰めしたもの等

5. 防除の内容：

- （1）移動の制限 防除区域内に存在する寄主植物の生果実等は、植物防疫官の検査の結果、セグロウリミバエが付着しているおそれがないと認められたものは防除区域外への移動が可能
- （2）消毒又は廃棄の措置
- （3）テックス板の設置

セグロウリミバエの緊急防除の対象植物

サヤインゲン

パッションフルーツ

【対象植物】

うり科植物、いんげんまめ、うどんげのき、ウママンゴウ、おうぎやし、くだものときい、サボジラ、シフォノドン・セラストリネウス、ストリクノス・トレリ、ストリクノス・ヌクスウォミカ、ストリクノス・ルピコラ、すもも、テトラスティグマ・レウコスタフィルム、とうがらし、トマト、なんようざくら、ハイドノカルプス・アンテルミンティカ、パパイア、ぱらみつ、ばんじろう、ピーマン、ヒロセレウス・ウンダーツス、ファグラエア・ケイラニカ、フィクス・ティンクトリア、ふともも、ペピーノ、まれいふともも、ミクソピルム・スミラキフォリウム及びやえやまあおきの生果実及び花並びにそれらの容器包装

グアバ

ドラゴンフルーツ

ノニ

ウリ科植物はすべて、その他は種が対象となります

セグロウリミバエの緊急防除の対象植物

【生果実】

（野菜）

うり科植物すべて（ゴーヤー、カボチャ（ズッキーニを含む）、ヘチマ、スイカ、トウガン、キュウリ、メロン、モーウイ、シロウリ、マクワウリ、ユウガオ、ハヤトウリなど）、いんげんまめ（サヤインゲン）、とうがらし、ピーマン（パプリカ含む）、トマト（ミニトマト含む） など

（注）オクラ、レタス、ナスは、移動制限植物ではありません。

（果樹）

パッションフルーツ、パパイア（野菜パパイア含む）、ぱらみつ、ばんじろう（グアバ）、ドラゴンフルーツ、ふともも、まれいふともも、すもも、なんようざくら、ノニなど

（注）マンゴウ、バナナ、パインアップル、レンブ（ジャワフトモモ）は、移動制限植物ではありません。

【花】

上記の野菜及び果樹などに対象があれば

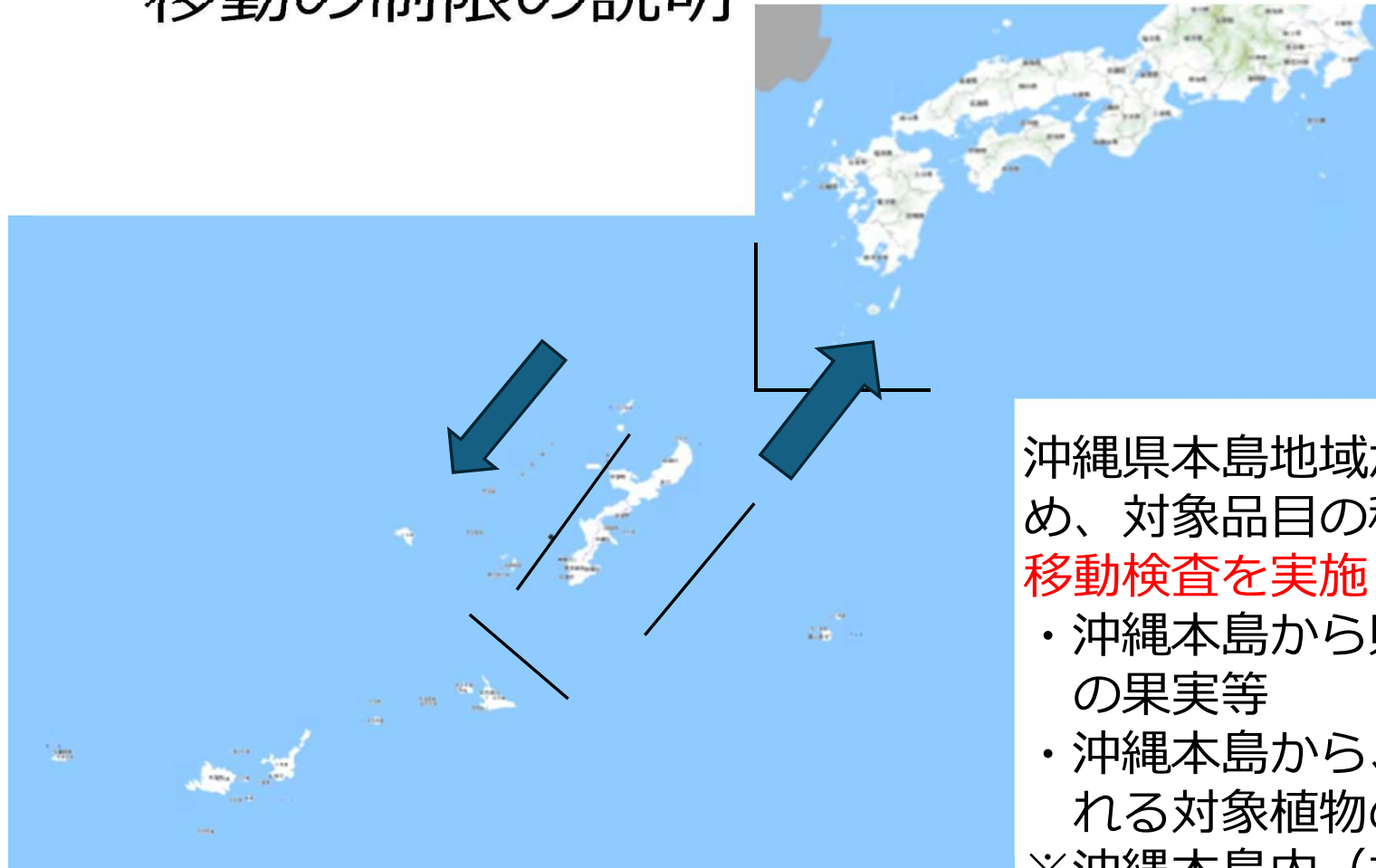
ウリ科植物はすべて
その他は種単位で対象となります

セグロウリミバエの緊急防除の内容について

【移動制限の内容】

- ①令和7年4月14日からは、生産者の皆さまは、沖縄本島内で生産されたセグロウリミバエが寄生するおそれがある植物(移動制限の対象となる植物)を本島外に移動(出荷)する場合には、市町村への検査申請が必要となります。
- ②植物防疫官が実施する検査に合格したもののみ、本島外への移動(出荷)が可能となります。
- ③植物防疫官の検査を受けていない移動制限植物であっても、本島内で消費することができます。

移動の制限の説明



沖縄県本島地域が防除区域に指定されるため、対象品目の移動が制限されるため、**移動検査を実施して県外へ持ち出し**

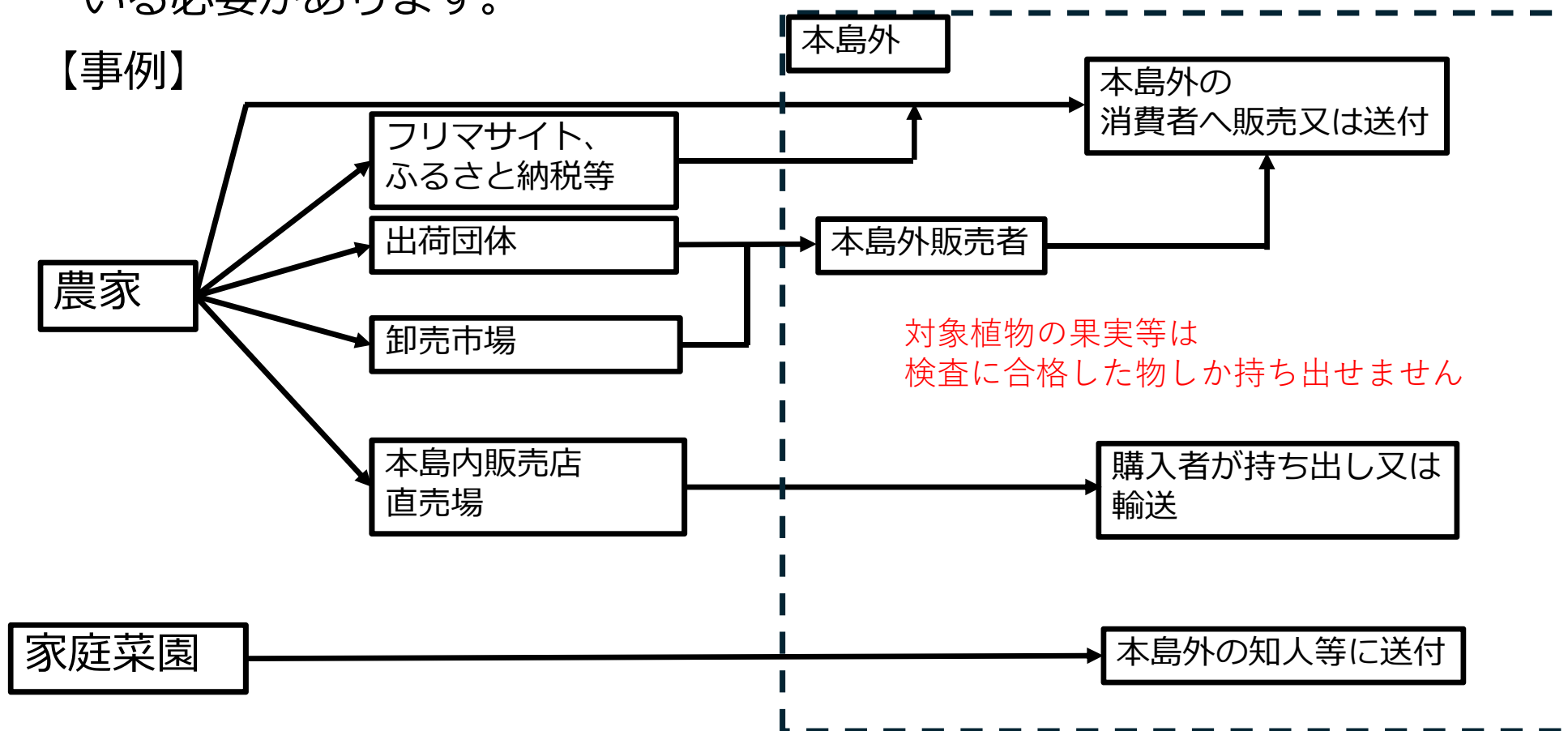
- ・沖縄本島から県外へ出荷される対象植物の果実等
- ・沖縄本島から、県内離島市町村に出荷される対象植物の果実等

※沖縄本島内（本島に所在する市町村の離島）における対象品目の移動は制限されない。

移動の制限の説明

どのような流通経路を通して、本島外に持ち出す際には移動検査に合格している必要があります。

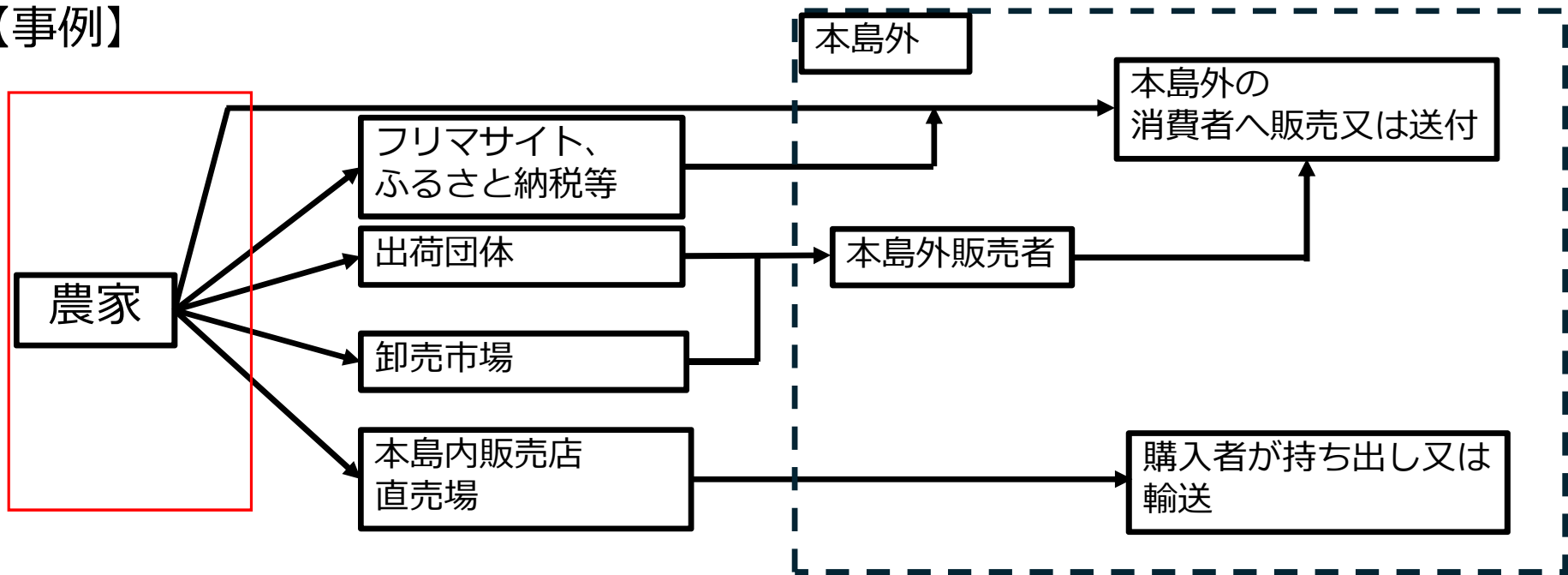
【事例】



移動検査の説明

セグロウリミバエが付着していないかを検査します。圃場の位置や管理、生産物の確認検査であるため、原則、**生産者が検査を受ける**必要があります。

【事例】

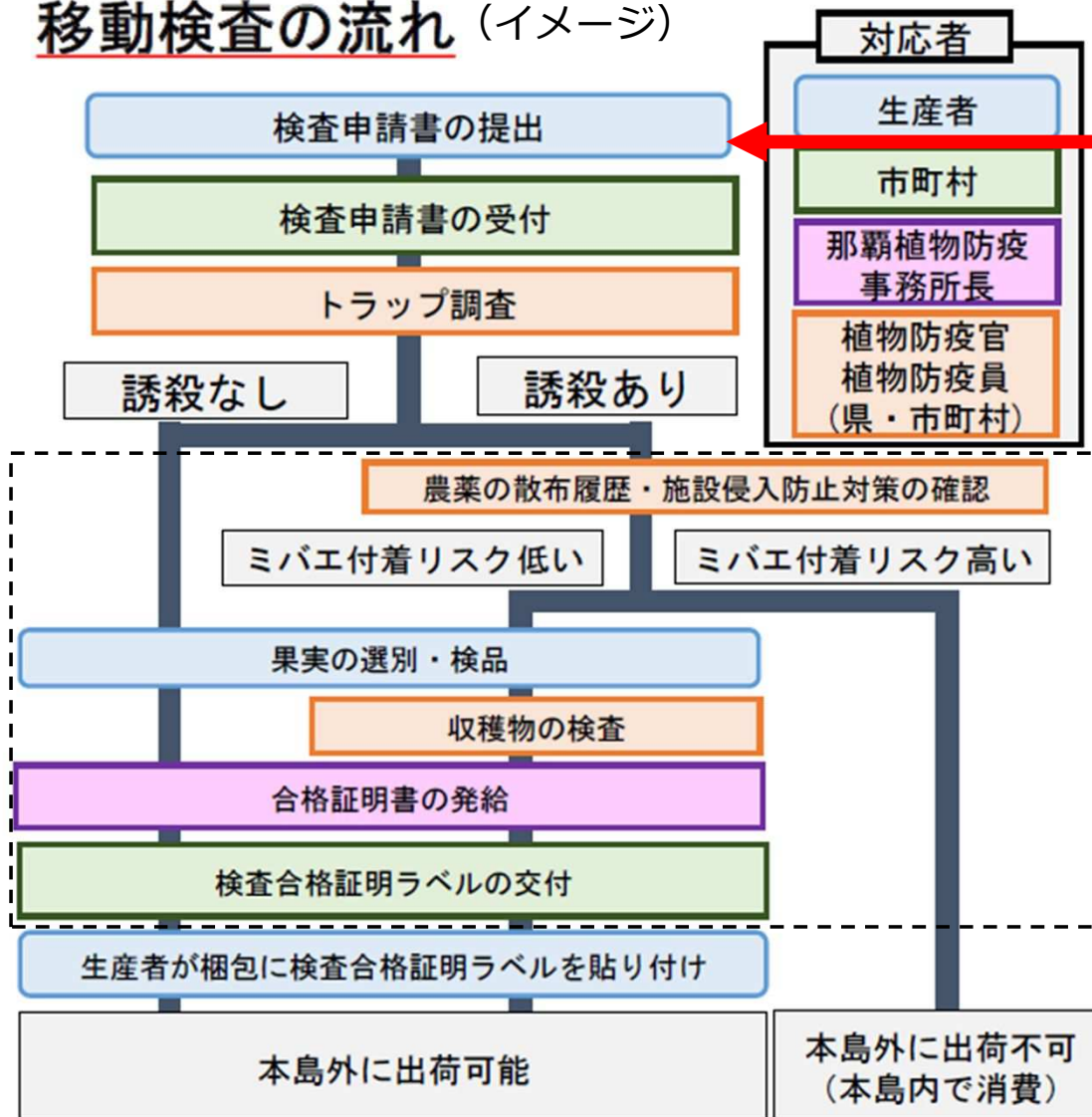


個選は、農家段階で検査を受けて出荷箱等に検査合格証を貼り付けて出荷

検査に合格した生産物は、本島内で開封は厳禁

検査に合格した生産物を、再梱包する必要がある際には、那覇植物防疫事務所に確認して下さい。

移動検査の流れ（イメージ）

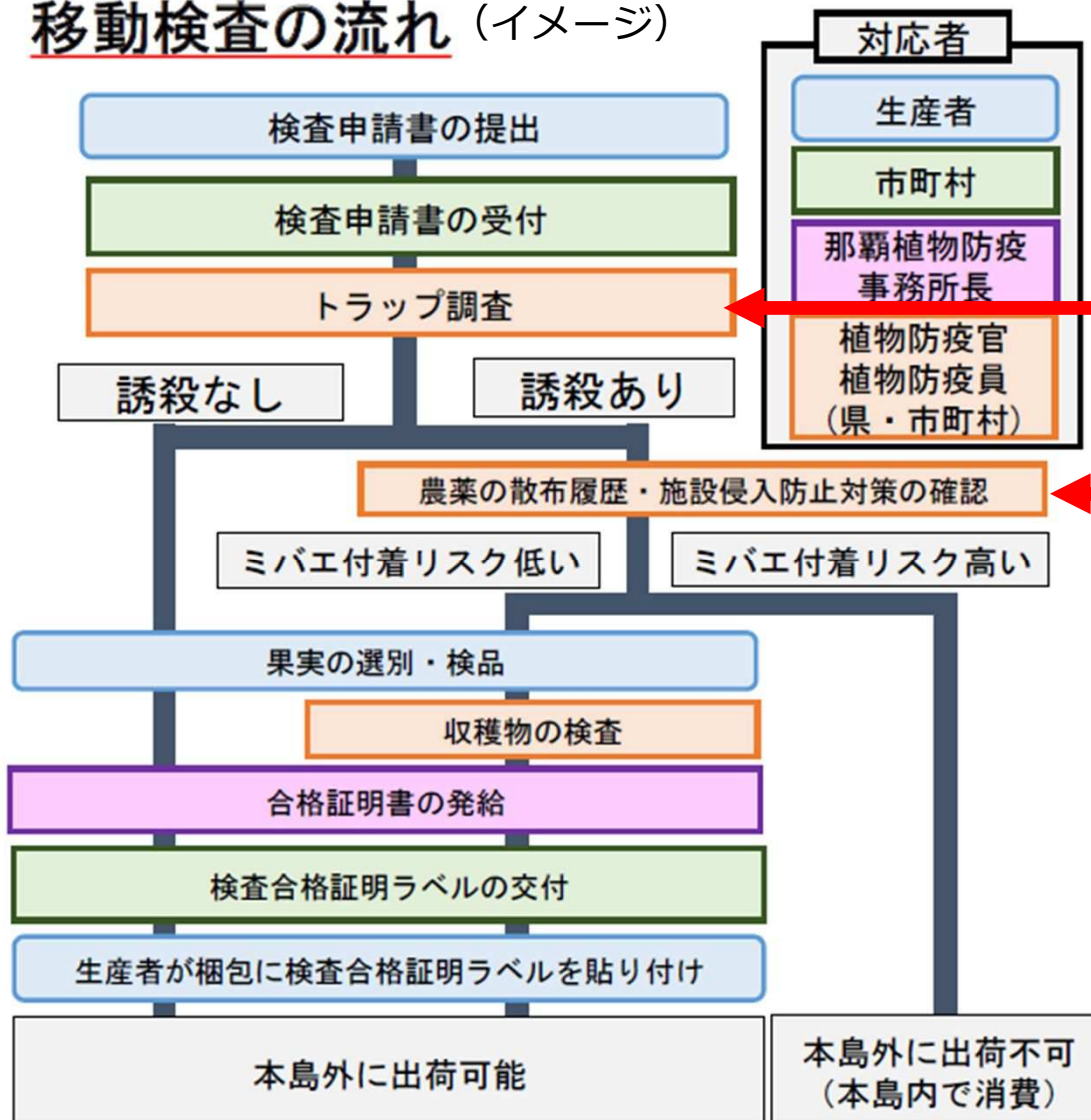


まずは、移動検査を受けるため、検査申請書を圃場の所在する市町村の担当窓口（農業担当部所）に提出をしてください。

近隣のトラップに誘殺が確認されていなければ収穫物の検査はありません。近隣のトラップに誘殺が確認された場合、園地の管理状況や収穫物の選別・検品状況の検査を実施することになります。方法については植物防疫官等より通知されます。

※検査の方法についてはセグロウリミバエの発生状況に応じて変更の可能性があります。

移動検査の流れ（イメージ）

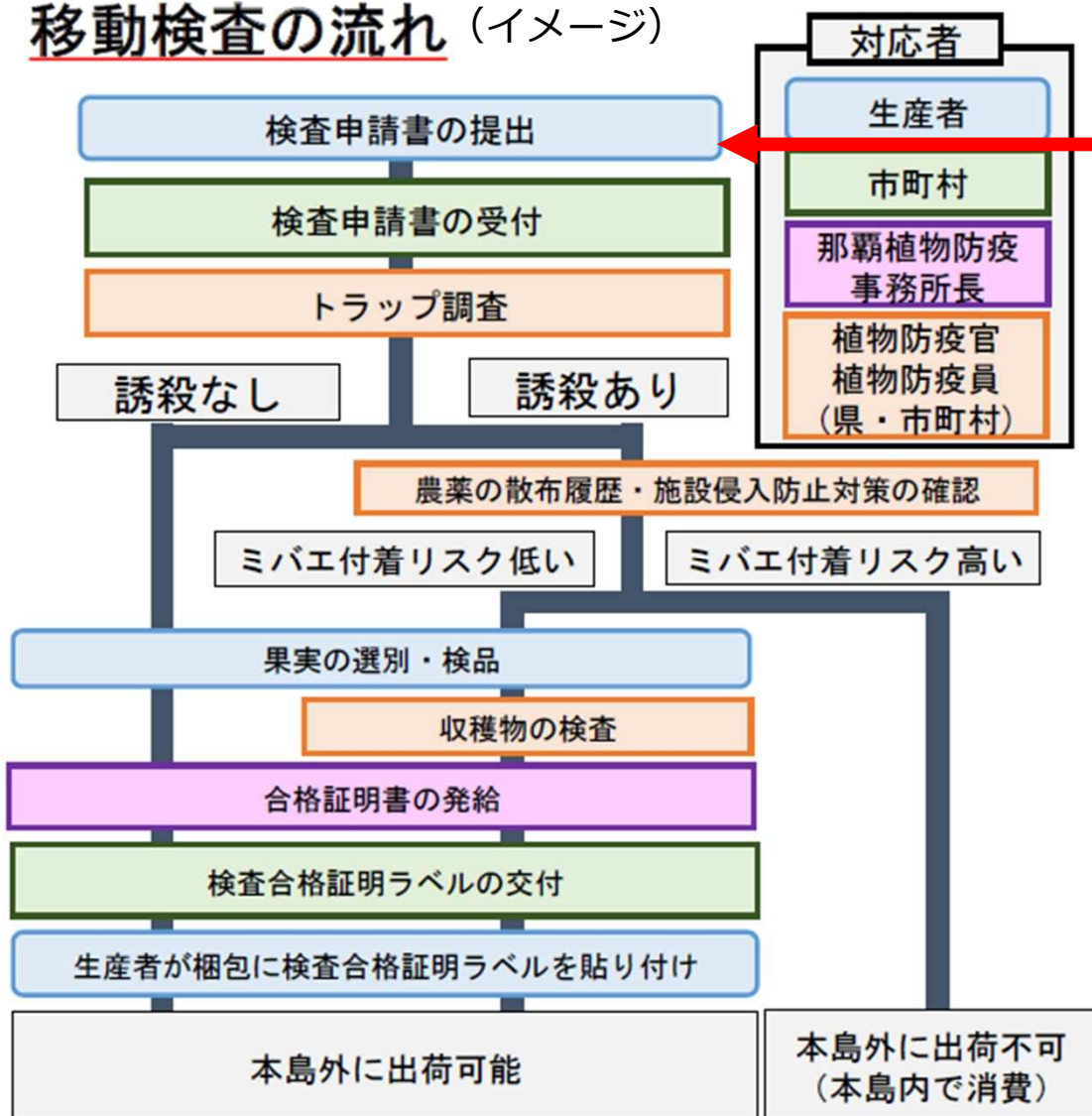


トラップ調査について、農家の皆さまが実施するものではありません。県全域にトラップが設置されておりますが、誘殺が確認された際には、半径500m圏内の圃場の検査を強化します。

農薬の定期的な散布状況
又は農薬散布と同等以上の効果が見込める防虫ネット内での栽培、袋がけなどの防除対策の有無を確認
→対策が実施されていれば、ミバエの付着リスクは低くなる。
選別・検品を確実に実施することで本島外への出荷が可能

※検査の方法についてはセグロウリミバエの発生状況に応じて変更の可能性があります。

移動検査の流れ（イメージ）



※八重瀬町は独自の移動検査申請書を作成してありますので、八重瀬町ホームページから確認願います。

移動検査申請書

別記様式第一号（第三条第二項関係）記載例
移動制限果実等移動検査申請書

下記のとおり移動したいので検査を申請します。

住 所 ○○市○○
氏 名 山田 一郎
電話番号※

令和 7 年 3 月 25 日

那覇植物防疫事務所 植物防疫官 殿

移動予定年月日	令和 7 年 4 月 14 日から令和 7 年 12 月 31 日			
移動前の管理場所 （ほ場の住所、座標）	① ○○市○○123 （座標 26.347267 127.333333） ② ○○市○○124 ③ 座標 26.628999, 127.777777 （座標が分かる場合は併記。地番が不明な場合は座標でも可。 複数のほ場から出荷する場合は、すべての住所を記載する。）			
移動後の利用場所	県外（未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載）			
荷送人の住所及び氏名	○○市○○999 山田 一郎			
荷受人の住所及び氏名	県外（未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載）			
容器包装の種類	ダンボール、ポリ袋、等			
植 物 の 種 類	梱 数	数 量	産 地	備 考
ニガウリ	100	1,000	○○市	① ハウス、農業 散布
トウガン	100	1,000	○○市	② ③ 露地、農 業散布
	（予定梱数）	（予定数量） Kg		（防除対策を記 載）

※トラップ調査において誘殺があった場合にはほ場の管理状況や生産物・収穫物の検査を行う必要があるため、連絡がとりやすい電話番号を記載願います。

移動制限果実等移動検査申請書の作成方法①

別記様式第一号（第三条第二項関係）記載例
移動制限果実等移動検査申請書

※八重瀬町は独自の移動検査申請書を作成してありますので、八重瀬町ホームページから確認願います。

那覇植物防疫事務所 植物防疫官 殿

移動予定年月日	令和7年4月14日から令和7年12月31日 ②			
移動前の管理場所 (ほ場の住所、座標)	① ○○市○○123 (座標 26.347267 127.333333) ③ ② ○○市○○124 ③ 座標 26.628999, 127.777777 (座標が分かる場合は併記。地番が不明な場合は座標でも可。 複数のほ場から出荷する場合は、すべての住所を記載する。)			
移動後の利用場所	県外(未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載) ④			
荷送人の住所及び氏名	○○市○○999 ⑤ 山田 一郎			
荷受人の住所及び氏名	県外(未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載) ⑥			
容器包装の種類	ダンボール、ポリ袋、等			
植物の種類	梱 数	数 量	産 地	備 考
ニガウリ	100	1,000	○○市	① ハウス、農業 散布
トウガン	100 (予定梱数)	1,000 (予定数量) Kg	○○市	② ③ 露地、農 業散布 (防除対策を記載)

※トラップ調査において誘殺があった場合にはほ場の管理状況や生産物・収穫物の検査を行う必要があるため、連絡がとりやすい電話番号を記載願います。

【記載項目】

- ①申請者の住所・氏名・連絡先
→農家ごとに申請をお願いします。連絡先は必ず連絡が取れる番号を記載
- ②移動検査予定年月日
→出荷開始から終わりの期間
(年間通したスケジュールでも可)
- ③移動前の管理場所
→対象植物を栽培する圃場すべてを記載ください。
地番や座標データで各圃場の位置を明確に示して下さい。
- ④移動後の利用場所
→出荷先の地域、未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載
- ⑤荷送人の住所および氏名
→出荷者にの住所及び氏名（原則、申請者と同じ）
- ⑥荷送人の住所および氏名
→出荷先（本島外）の住所や氏名、未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載

移動制限果実等移動検査申請書の作成方法②

別記様式第一号（第三条第二項関係）記載例
移動制限果実等移動検査申請書

※八重瀬町は独自の移動検査申請書を作成してありますので、八重瀬町ホームページから確認願います。

那覇植物防疫事務所 植物防疫官 殿				
移動予定年月日	令和7年4月14日から令和7年12月31日			
移動前の管理場所 (ほ場の住所、座標)	① ○○市○○123 (座標 26.347267 127.333333) ② ○○市○○124 ③ 座標 26.628999, 127.777777 (座標が分かる場合は併記。地番が不明な場合は座標でも可。 複数のほ場から出荷する場合は、すべての住所を記載する。)			
移動後の利用場所	県外 (未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載)			
荷送人の住所及び氏名	○○市○○999 山田 一郎			
荷受人の住所及び氏名	県外 (未定の場合は県外・沖縄県離島市町村と記載)			
容器包装の種類	ダンボール、ポリ袋、等 ⑦			
植物の種類	梱 数	数 量	産 地	備 考
ニガウリ ⑧	100	1,000	○○市	① ハウス、農業 散布
トウガン	100	1,000	○○市	② ③ 露地、農 業散布
	(予定梱数)	(予定数量) Kg		(防除対策を記載)

※トラップ調査において誘殺があった場合にほ場の管理状況や生産物・収穫物の検査を行う必要があるため、連絡がとりやすい電話番号を記載願います。

⑦容器包装の種類

→段ボールやポリ袋等、移動する際の包装容器を記載
※セグロウリミバエの付着の恐れがない包装方法
で出荷してください。

⑧対象作物に関する情報

→ (1) 植物の種類

移動検査を受ける植物すべてを記載
複数種の記載可

(2) 梱数、数量

昨年度の実績などを参考に予定数量を記載
梱数は数量と梱包容器から計算でも可。

(3) 産地

農地の所在する市町村を記載

(4) 備考

栽培品目の栽培圃場と対策を紐付け

4月14日に本島外に出荷する箱などに合格シールが貼
られている必要があります。急ぎ申請をお願いします。

合格証明ラベルの貼付方法

ラベルは、未開封であること及び検査合格済みであることの確認に使用しますので、必ず以下のとおり貼付して下さい。



【段ボールへの貼り付け】
積まれた時に確認しやすいように、生産者情報等の記載された面に添付する



【バンドルする場合】
複数の容器包装がバンドルされたまま流通する（市場等でバラされない）場合は、バンドル上に貼付する



【ビニール袋、その他包装への貼り付け】
見えやすい位置に張り付ける

合格証明ラベルの張られている出荷容器のみ本島外へ持ち出せます。

合格証明ラベルは検査に合格したことを確認したちに、検査申請書を提出した市町村役場から受け取ってください。

合格証明ラベルはNoが記載されており、譲渡などとはできないよう管理されています。譲渡等の不正使用厳禁です。

移動検査に関するよくある質問

Q：出荷した生産物がどこに出荷されているか分からない、検査は必要？

A：出荷業者が、時期に応じて本島内又は本島外に仕分けて販売することが考えられます、本島外出荷の可能性は出荷業者に確認下さい。また、検査いつでも受けれるよう検査申請書を提出することをお勧めします。

Q：直売場などで購入した果実を本島外に輸送したい。
検査を受けることができるか。

A：検査は生産者が出荷段階で受けている必要があります。
購入した物で検査を受けることはできません。

Q：県内量販店や直売場、無人販売などで本島消費の果実を生産している
申請は必要か。

A：本島内で消費する果実を生産している場合は、検査申請は不要です。

移動検査に関するよくある質問

Q：すでに対象品目の出荷が始まっている、検査申請は可能か？

A：検査申請できます。4月14日以降、検査に合格しないと本島外へ移動が出来なくなります。急ぎ検査の申請をしてください

Q：対象作物の出荷は10月ごろを予定している、検査申請は急いだほうがいいのか？

A：出荷の1月前までに検査申請を提出することになっております。
事前の提出もOKです。

Q：検査にお金はかかるのか？

A：検査や合格シールに費用は掛かりません。

移動検査に関するよくある質問

Q : 個人で本島外に対象植物の果実等を販売や発送しているが対象か

A 対象植物の果実等は個人の流通も検査に合格した物しか持ち出しできません

Q : 直売場で観光客が購入した物の持ち出しできないか

A : 対象植物の果実等は検査に合格したもの以外は持ち出しできません。
購入した物は、本島内で消費してください。

Q : 離島市町村で生産された対象植物の果実等は本島に持ち込めるのか

A : 未発生地から本島への持ち込みは制限されるものではありません。

移動検査に関するよくある質問

Q：対象植物の苗の移動はできるか

A：制限されるのは、対象植物の生果実、花それらの梱包容器です。
果実又は花が付いていなければ移動が制限されるものではありません。

Q：対象植物の果実の加工品も対象か？

A：加熱、乾燥、冷凍は害虫が生存できない条件で加工されていれば移動可能。カット（生）、真空パック（生）については害虫の生存の可能性があることから不可

Q：申請できる規模要件はあるか

A：規模要件はありません、対象となる植物であれば申請して下さい。

移動検査に関するよくある質問

Q：住所と園地の所在地の市町村が異なる何処に申請するのか

A：園地のある市町村に申請してください。

Q：園地が複数市町村にまたがっている場合は分けて申請しないといけな
いか？

A：一度にまとめて申請できます。申請やその後のシールの受け取りをし
やすい市町村に提出して下さい。